

宅地内における浸透行為の検討に関する注意事項

（経過）

この注意事項は、平成 5 年 3 月 11 日施行の宅地内雨水浸透枳の設置基準を廃止して新たに定めるもの。

（目的）

2025 年 4 月 1 日より、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 10 条第 1 項の規定により指定された宅地造成工事等規制区域が藤沢市全域に拡大されることに伴い、藤沢市内の宅地内において浸透行為を検討する際の注意事項として定めるもの。

（注意事項）

1．適用範囲

藤沢市下水道条例（昭和 36 年 3 月 30 日条例第 30 号）第 5 条及び、藤沢市下水道条例施行規則（昭和 36 年 4 月 11 日規則第 10 号）第 6 条に定める申請のうち、建築物等が藤沢市特定開発事業等に係る手続き及び基準に関する条例（平成 20 年 12 月 26 日条例第 19 号）の対象外となるものについて適用する。なお、道路法に基づく道路内には適用されないもの。

2．浸透行為が法令で禁止されている区域

（1）急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第 7 条）

（2）土砂災害特別警戒区域

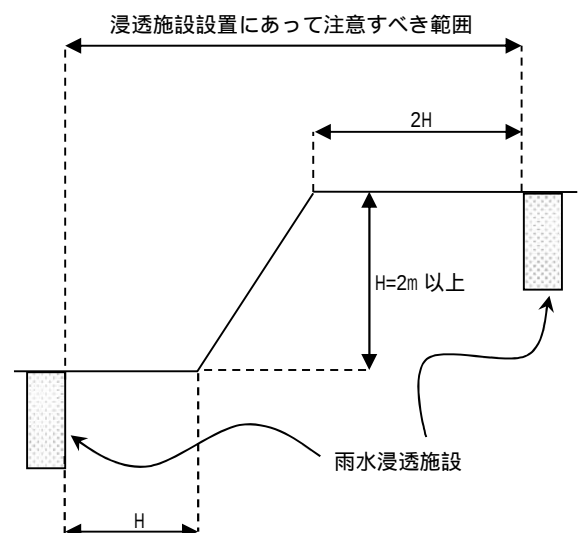
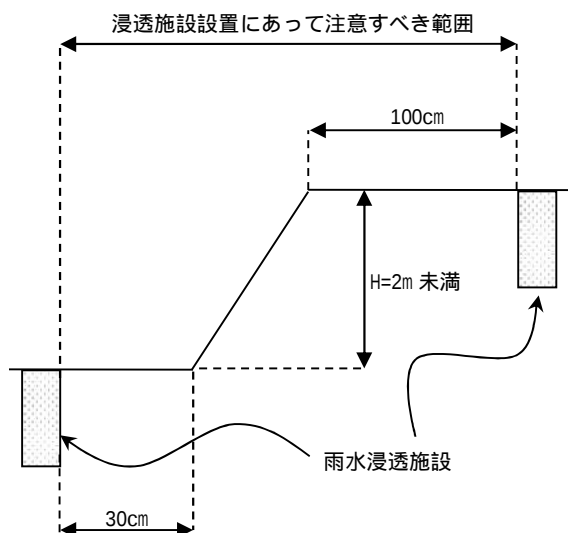
（対策工事の基準に雨水を区域に留めず適切に区域外に排水できることが規定されている）

3．浸透施設を設置するにあたり特に注意が必要な区域

（1）急傾斜地崩壊危険区域の近傍

（2）土砂災害特別警戒区域の近傍

（3）法面や擁壁の安全性を損なわないように注意すべき箇所（下図参照）



(4) 地盤が岩盤等による浸透不能区域

(5) 地下水位が高い区域 (計画地盤高さ概ね-1.0m以内に最高地下水位がある区域)

地下水位面と浸透施設の底面が 50cm 以上離れていないと浸透機能が期待できないため

(用語及び浸透施設の種類)

1 . 浸透行為とは、浸透ますや浸透管などを使用し、集めた雨水を浸透させることをいう。

2 . 自然処理とは、浸透施設を介さずに、雨水が自然と地面に浸透することをいう。

(庭などに降った雨が自然に浸透することなど)

3 . 浸透ます (塩ビ製・コンクリート製・ポラコン製など)

4 . 浸透管 (塩ビ製・ポラコン製など)

5 . 浸透施設用プラスチック二次製品

(その他)

この注意事項により設計し難い場合には、自然処理などを併せて検討するとともに、当該宅地の安全性について責任を負うべき者と適切に協議すること。